

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成30年3月29日（木曜日）
午前0時15分～午前2時13分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 猶 野 智 和 委 員 長 末 永 義 美 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
秋 山 哲 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 戎 屋 昭 彦 委 員
杉 山 武 志 委 員 荒 山 光 広 議 長

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

綿 谷 敦 朗 議会事務局長 大 塚 享 議会事務局長補佐
篠 田 真 理 議会事務局主任

6. 説明のため出席した者の職氏名

西 岡 晃 市 長 篠 田 洋 司 副 市 長
石 田 淳 司 市長公室長 田 辺 剛 総 務 部 長
大 野 義 昭 市民福祉部長 志 賀 雅 彦 建設農林部長
西 田 良 平 観光商工部長 金 子 彰 教育委員会事務局長
佐々木 昭 治 総 務 課 長 竹 内 正 夫 財 政 課 長
内 藤 賢 治 地域福祉課長 河 村 充 展 高齢福祉課長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前0時15分開会

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

現在、本委員会では、執行部に対し質問が出ておりますが、そのことについて、委員長の私のほうに質問がありましたので、その根拠について、まず冒頭で説明させていただきます。

美祢市議会会議規則第41条に「議員は、委員長報告に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする」と規定されています。つまり、修正案に関しては、修正案の提出者のみならず、原案の提出者及び地方自治法第121条第1項の規定により、説明のための出席者に対しても質疑し、説明、意見を聞くことができるものであります。

以上です。

それでは、会議を続けます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えをいたします。

安富委員から、義務教育の通学のあり方とはどういうことを考えているのかという御質問をいただいておりますが、義務教育の通学は、やはり安心で安全な通学を守っていくというところに尽きるのではないかなというふうに思っております。

竹岡委員から御指摘ございました、美祢市教育振興基本計画の中でも、通学路の安全の確保、これをうたっておりますので、通学における安全の確保が大事だというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 私は、基本的に教育行政の中で、どういうふうな位置づけをされているかっていうことがお聞きをしたかったんですが、市長の言われる安全の確保イコール、スクールバス、あるいはバス通学じゃ、ないような気が私はします。

竹岡委員の意見の中にもあったと思うんですが、通学路の整備であるとか、地域の協力とか、少し視点が違うんじゃないかなというふうに思います。まあ、こればかり聞いても、恐らく同じお答えしかないのかもしれませんが、次の質問とあわせてお答えをいただきたいんですが。

市長、今、教育委員会においても、29年の8月25日に、こう書いてあります。教育委員会議をやったってということなんですが、先ほどから出ておりますように、実

質的に国が一応遠距離通学っていうか、交付税措置を認めておる４キロ、６キロ。小学生にあつては４キロ、中学生にあつては６キロ、これを制度変更して３キロにしますっていう、この辺の議論は非常に重要なんじゃないかっていうふうなことで、質疑があるんだろというふうに思うんですが。

実質的に、このいただいた資料を見る限りですね、年度が変わるといいますか、年が変わってですね、平成３０年の１月１５日、正副市長会議、ヒアリングって書いてありますが、ここで資料としては３キロが出てくるわけです。で、先ほどは２９年の８月２５日ですが、じゃ、これからずっと３キロについて議論がされたのかどうか。私は違うと思います。それまでは４キロ、６キロでずっと、教育委員会事務局から出された資料に基づいて議論をされてると思うんですよ。その３キロに変わった辺——ことについて、教育委員会での議論っていいですか——っていうものはあったんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えをしたいと思います。

当然のことながら、通学に関しては地域の方々、そして通学路の安全を整備していくというのが、大前提だろうというふうに思っております。それに加えて、今回はスクールバスや通学援助をしていくということでございます。

また、今の御質問でございますが、３キロはどこに議論が出てきたかという御質問でございますけれども、先ほど来言っております、最終的には１月の１５日のところで、私が決断をしたというところでございます。それ以前から、３キロないし、４キロ６キロの議論は当然してきおって、その内容を３キロだけではなくて、２キロになったらどうなるのか、全部出したらどういうふうになるのか、そういった議論を踏まえて、最終的に１月１５日のヒアリングの際に、今回お出しをした条例案で、私が判断をして提出をさせていただいたということでございます。

御提出させていただいております資料にも、まず、現状の確認をしているところにも、小学生には３キロから４キロを歩いていくのは厳しいという、そういうところから、保護者が自費で今送迎をしているというような実態もあるというような分析もし、また改定案についても、資料をお出ししております課内協議で、１７ページには３キロを——１８ページですか、済みません。１８ページには４キロ以上、３キロ以上拡大すると、どういうふうになっていくかという課内での協議もしているところでござ

いますし、突然1月15日に3キロの案が出てきたということではなく、最終的に3キロの線を引いて決断をしたのが1月15日であるということでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 結局、最終的に教育委員会議が出てくるのは、30年の2月26日になりますよね。で、何が申し上げたいかというと、教育行政って教育委員会が主管するもんじゃないんですかね。違うんだったら、また言ってください。その場で、十分な議論がしてほしい。

で、先ほど言いましたよね。義務教育の中での通学の——通学じゃない、義務教育における国や自治体の使命等、果たしてそれだけなんだろうかと。義務教育って、やっぱり親の責任もあると思うんですよね、親の責任。

だから、先ほどから言うように、戸口から戸口までっていう宅急便みたいな話でおかしいんじゃないですかっていうのは、そこにあるんですよね。だから、その辺のことが教育委員会でいろいろ議論されたらよかったんじゃないかなあ。結果的にそのへんがお聞きすることができない。まあこういうことです。これは、これで終わりますけども、最後にお答えください。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 先ほども申しましたとおり、教育委員会の課内では、3キロにするとどういふふうになるか、4キロにするとどういふふうになるかという協議は、重ねてまいってるところでございます。

先ほど言いました、8月25日の教育委員会会議においては、通学費の補助制度の見直しを議論されているところでございますし、その中では、通学費を全市的な統一を図り、保護者の負担を軽減するといったところを、おおむね了解を得て、改正に向けて協議を加速させて、1月の15日のヒアリングのときに3キロの線を引かせていただいて、最終的に3キロでいこうということで決断をして、議案を出させていただいたというところでございます。

先ほど来言われてます、義務教育で家の戸口から学校までというのは、確かに、いろいろなことあるかと思いますが、先ほど言いました美祢市の教育振興計画の中にもうたっております、通学の安全を確保する上で、そのことを1点、重要な柱として置いておるというところでございます。

また、話はちょっと脱線しますけれども、昨日に——もう12時過ぎましたので昨日になりますけれども、保育園の閉園式にも行きました。そのときに、このたび小学校1年生に上がられるような小さい女の子がおられましたけれども、どこの所が何キロ通学をされるのかわかりませんけれども、かなり人数が減っている中で、私たちが小学校に上がったときとは環境がやはり違う。一人で大きいランドセルをかるって、荷物を手いっぱい持って、3キロ、4キロを歩いて行くのは、なかなか大変だということをややはり考慮しなければ、今の時代いけないのかなというふうに思っております。

私たちの時代では、上級生と一緒に登校が、家の近くからできて、5キロ、6キロ。私も距離ありましたけれども、大きい荷物は上級生が持ってくれて、そういったコミュニケーションもとれていた。それがなかなか今、少子化の問題で、その地域に1人しか子どもがいないというような状況をどう考えていくかということを、しっかり児童の安全を守っていくというのも、やはり、行政の大きな役目だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 話が、何かこう一緒になって、ごっちゃになってるような感じも受けるんですね。

で、市長が最後に言われた、例えば、小学校に上がったような女子の児童が遠距離通学をする。要するに、集団で登校ができないとかっていう、やはりそういうの分けて考えなきゃいけないけれども、それで全部救うっていうふうなのは、何かこう制度の中に無理があるっていう議論がありますよ。そういうのあるんですね。そりゃ、市長がそういうふうに言われるんですから、ちょっとこれで置きますが。

話をちょっと変えますよ。先ほど、路線バスをスクールバスにするっていう、この話ですよ。美東の場合の話をされました。例えば、美東町で3台か4台のバスがいるよと、美東の場合、スクールバス。で、運転手さんが7人か8人ぐらいいる、まあ7人って言われましたよね。それ、全部を一気に、美東の場合、スクールバスにすればっていう話でしょう。

例えば、お聞きしてる——間違ったら、また指摘をしてください。路線バス2台で、1台は生徒の専用で運行がされてるというふうに聞いております。路線バスも、結局

赤字分は補填をしていくような状況に実際あります。それで、新年度予算のミニバス運行、それから生活バス路線維持費補助費、これ合わせると1億5,600万ぐらいになりますよね。要するに、過疎バス対策でこれだけのお金が、ここだけでもかかってるっていうことですね。協議会とか何とかの費用とか何とか、いろいろって、もったかかります。

で、私たち今、この美祢市っていう473、平方キロの広い所に、点在する集落を抱えるわけですから、路線バスなり、足をどういうふうに高齢化の方に確保するかっていう、非常に大切なことです。ですから、これ、やめるっていうこと、まずできないでしょう。

だから、そういう中で、どういうふうに我々が考えていかなきゃいけないかっていったときに、通学用のマイクロバスの補助金いただいて、市長言われるように交付税措置があります——交付税措置があるんですかね、補助金ですかね。あるとしてですよ、それを文科省は、例えばスクールバスについても、一般の人乗せてもいいですよって、条件つきで、竹岡さん言われました。そのように書いてあります。で、大した条件じゃありませんから。

だから、地域の交通体系っていいですか、それこそ予算を組んで協議をしてるわけですから、あわせて学校の通学についても考えるべきなんです。だから、そういうふうな流れっていいですか、市長が先頭に立ってやられるのであれば、全体としては理解ができてくるような、1便——美東の1便をスクールバスにしてみても、そしたら、そんな運転手が6人も7人もいるわけじゃないですよ。してみるとか。いろいろ考え方はあると思いますよ。十分に検討した結果っていうこと言われますけれども、それは通学に限って言われてることですよ。今走ってる、ほかの地域に走ってる通学バス、生徒で満員になるんでしょうかね。恐らく、そうじゃない場合もあると思います。もちろん制約もあるし、条件整備もしなきゃいけませんけれども、そういうことを考えていけば、今のマイクロバスを利用して、一般の方、市民が、お年寄りが病院行かれないっていうふうなことにも利用できるかもしれないじゃないですか。

だから、今はやはりそういうことを考えていかなきゃ、財政的にも非常に無理がある時代だということを考えます。で、市長として、そういうふうな、それは負われた使命だろうと逆に思います。

で、例えば、今回の——後にしましょう。とりあえず。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えをいたします。

現在、スクールバスを活用して、地域公共交通に使えるんじゃないかという御質問だろうというふうに思いますけれども、現在、当然のことながら、地域交通協議会が——法定協議会がございます。その中で、スクールバスを活用した地域交通をどうしていくかというのは、当然のことながら、今検討をしている段階でございます。

また、美東中学校のスクールバスにするためにも、いろいろな公共交通機関との調整、路線をどう——路線を廃止しないといけないとか、いろいろな調整がございます。それには、かなりの時間がかかりますし、法定協議会をしていかないといけないという、いろいろな制約がございます。そういった意味でも、すぐにもスクールバスの転換というのは、なかなか困難でございますので、先ほど来申し上げてるとおり、今後はスクールバスを、どう運行できるかというのを考えながら、今回条例案として出させてもらったのをスタートさせて、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） わかりました。それは、いただいた資料の中にも、そのようなことが書いてあったように思いますから、それはそれとしましょう。

それで、例えば、今言われたスクールバスを、一般の市民が利用するような方向についていうか、そういうふうなことについても協議をしていくということによろしいんですね。

それから、今回いただいた資料の中で——先ほど言いましたかね。結果的に新制度に、仮になるとするならばっていうことで、一応680万程度の新たな財源がいるよと、こういうことになっておりますよね。それで、これがための議論をするために——の中に多くの、先ほどから国が4キロ、6キロ以上の遠距離通学に対しては、交付税措置でみると、こういうふうになっております。中には特別交付税っていうのも出てまいります。

私思うんですが、市長も当然考えておられると思うんですが、交付税措置っていうのは補助金と違いますよね。地方にとっては、地方自治体にとっては補助金のほうがいいですよ。健全かどうか、話は別ですよ。考え方としてね。補助金なら、必ず、決められたこれだけの補助金を、例えば4キロ以上の者に対して、あるいは6キロ以

上の通学をするための者に対しては、これだけの補助金を出しますよっていうことであれば、それはまあ確実に来るでしょう。

で、これが交付税ってことになったら、市長どうなんでしょう。前にも申し上げたと思うんですが、交付税って自治体の一般財源ですよ。もし仮に、この分をみんな張りつけて、交付税措置があるからといって、この分を積算したものを張りつけていったら、市長、自由になる一般財源って限りなく少なくなっていくですよ、恐らく。

先日、新年度の20億だったですかね、公債費について資料いただきました。で、これは、30年度の新年度の公債費について、どれだけ交付税措置が、歳入見込みがあるかっていうこと出してみてくださいってお願いをした分ですが。

ことは繰り上げ償還っていいですか、三セク債とか退職手当債の分がありますんで、30億近くに今はなってますよね。で、この三セク債とかはまあ除いても、約20億——18億3,200万。これに対して、交付税措置があるのは65.2%と出てます。大きいですよ。金額にすると11億9,400万、これだけの交付税があるよということ。私は、こういうの足していったら、恐らく積算した分の交付税を考えると、市長の裁量権といいますか、予算編成の自由度っていうのは非常に厳しいものになる。

いつも言いますように、今年の基金の取り崩しの額、何ぼだったですかね。どこかに書いておいたんですが……財調が8億5,000万、ゆたかなまちづくりが2億1,000万ぐらいですよ。合わせて10億6,000万ぐらい。これに、先ほど繰り上げ償還の分が入るわけですが、それは別としまして、10億を超える基金が取り崩されております。

で、これって、ことし、新年度——今年じゃないですね、30年度——平成30年度ですね。新年度において取り崩された基金で、どんな事業が主なものがあるかって見るんですけど、なかなか大きなものがないんですよ。何かこう——まあ例えば学校建てたとか、どっかの大きい道路つくったよとかっていうことですよ。で、見たときに目立ったものがないような気がします。それって、これ財政調整基金だから、ゆたかなまちづくり基金は第二財調ぐらいなんです。第二の財調ぐらいな考え方だと思うんですよ、恐らく。そうすると、これが一般財源化してるんじゃない——一般財源のために、この基金を取り崩している。私、こういうふうな財政運営って、長くもたないと思うんですよ。もう3年、2年もすれば——二、三年すれば、基金は底

をつくでしょう。

最初の話に戻りますが、仮に新制度になったとして680万。まあ、議長は1,000万ぐらいになるぞって言われるんですが、これって、俗にいう義務的経費ですよ。限りなく義務的経費。まあ固定費のほうがわかりやすい。別に、ことし使って、来年は厳しくなったからやめるよっていうわけには、これいかないでしょう。財政運営上の市長のですね——もちろん補助金ですから。何度も言います。いただくほうは、少ないより多いほうがいいです。できることなら、戸口から戸口でもいいんですよ。でも、それできないわけでしょう。で、それを心配するわけです。大丈夫なんでしょうか。10年経ったら何ぼなるんですかって、1億ぐらいな金になるんじゃないんですかって、こんな話なんです。

で、先ほどの話に戻れば、これ基金取り崩して、こういうふうな財源に充ててるとも言えなくもないんです。市長のお考えをお聞きします。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来言っております全生徒、児童の通学費を補助することが、最大の公平公正だというふうに思っておりますけれども、財政のことをやはり鑑みて、どこで線を引いたらいいか、財政にどれだけ影響を与えて、財政を——安富委員言われる健全に運営するためには、どこまでができるのかというところも勘案しながら、3キロという線を引かさせていただいて、今回の予算の提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 夜も更けておりますんで……。

○委員長（猶野智和君） 簡潔によろしくをお願いします。もう40分くらい一人しゃべっております。

○委員（安富法明君） やめたいと思います。

でも、これだけは申し上げておきますが、家庭から学校の校門までが理想って言われますけど、それはちょっと、考え直されたほうがいいと思います。私は、違うと思います。

そういうものを理想にすれば、理想に近づくためには努力をせんにゃいけんでしょ

うから、そういうことになると思います。４０分になるそうですからやめます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと、せつかくの格差をなくそうということだろうと思うんですね。

市長、この３月７日時点での我々がいただいた資料によりますと、どことは申し上げません。相当の段差がある、高低差があるという地域、７．８キロ、１万５，０００円、それから片や段差もなく——何キロやったかな——２．７、これでも１万５，０００円。市長、これ公平なんでしょうかね。それで前提が、多分１万５，０００円じゃから、自転車通学という見方なんでしょうね。

で、ちょっと精査するとき、我々はこのバスを万が一、例えばあんもないと号、それから、ほかのバス等を使った場合にどうなるかなという試算をしてみたんですね。その中で、秋山委員が３００万近くいりますよと、これ以上にということと言われたんです。果たして、これが公平かどうかというのは、私も大きな疑問を持っていたんですね。

どことは言いませんが、あんもないと号で乗ってた７万２，０００円の今までの方が、やっぱり１万５，０００円で、この表見られたら一目瞭然なんです。

市長、美東の中学校に顔向けた改正をやっておられるんですよ。

美祢市にはもうええと、概ね２キロ五百以上、１万５，０００円の——餅まきじゃないけど、お金をばらまいちょけと。こういうふうにみえるんですが、市長、いかがでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをしたいと思います。

今回の条例案で、バス通学をする家庭には定期券等の支給をします。そういった中で、金額がはじかれていくと思いますけれども、先ほど言われた高低差の多い７．８キロですか——２キロですか——の生徒は、実質的には、現在御両親、また保護者の送迎や自転車での通学をされておるということでございます。現状に合った通学方法で、それを保護者等の負担を軽減していくという意味でのことでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、現状に合ったものというふうに発言をされたというふうに思いますけども、我々は本当にこの二十日間、精査できなかった部分っていうのがあるんですよ。本当に現状に合ったもので、これ精査されたんですか。全部現状に合ってると思っておられるんですかっていうことを聞いているんですよ。何点か、私がさっきしたじゃないですか。私は現地に行ってみました。教育委員会のほうで、全部現状を、なら把握しておられるということですね。その理解でええですか。今現状に合わせたと言っておられましたけども。

○委員長（猶野智和君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 皆様方に提出させていただきました通学補助制度の一覧表の件でございますが、中にあんもないと号が——旧制度であんもないと号で金額が書いてございますものが、実際に新制度では1万5,000円ということで、これを親の送迎代か、自転車購入費というふうに考えておるわけですが、これは、あくまでも実態に即したものでございまして、これはあんもないと号の7万2,000円というものは、実際にはあんもないと号を利用しておられない見込みということで、実際のほうは支給をしておるところでございます。

それを、新制度では実態に即した金額をするということで、考えておるものでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、市長の発言の中で、実態に合ったということで。私、初め質問したときに、私もうちの近くの地域の実情を見ております。実際には歩いて行っておられます。その方もこのたび1万5,000円なんですよ。そして、通学困難区域というのがあります。でも通学困難が解消されておられます。しています。そこにもお金を払おうとしてるんですよ。だから今、現状を把握してから、これつくったっていうことは嘘じゃないですかということを聞いているんですよ。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 秋山委員の質問プラス私がお尋ねしたのは、これで公平って言えますかって言ってるんです。美東のほうばかり目を向けた施策じゃないですかと。美祢市は数人——十人の桁じゃないですよ、数人なんですよ。バス通で6キロ超してるのは。あとは1万5,000円の、今の話じゃないけどばらまき状態。7.8キロ

じゃろうと、2.5キロじゃろうと、1万5,000円にされてる。これが公平って言えるんですかって聞いてるんです。あわせて御答弁願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをしたいと思います。

今回の改正は、中学校における遠距離通学が、現在合併した旧美祢市、旧秋芳町、旧美東町でそれぞれ違いが出てきているというところの、まず統一を図るところでございます。

そうした中で、先ほど来ずっと御説明していますとおり、どこに線を引いたら、今までの地域の方に不利益が生じないかという観点から見まして、3キロに線を引かせていただいた。

で、この遠距離の3キロ以上の方々に1万5,000円というのは、現状は徒歩か自転車か、あるいは保護者の送迎かというところでございますので、おおむね3キロにつきましても、そういった補助制度の趣旨にのって支給をしようというような条例でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 現場を——現地を——現場を把握しておられるっていうから聞いたんですよ。本当に現場を把握しておられるんですかっていうことです。現地を。だからそこに矛盾を感じるんですよ。だから私は現場を見てるんですよ。その現場を。実際に歩いている人の姿を。それでもお金を出すんですかって初めから言ってる。

だから、通学困難地域も一緒なんですよ。通学困難じゃないんですよ、今現在のところ。

だから実際、先ほど言った——現地を把握しておるって言われたから、すべてのことを把握しておられるんですか、我々はよう精査しませんでしたということを言ったんです。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問にお答えをしたいと思います。先ほど来言っておりますとおり、現状3キロ——おおむね3キロ以上の方については、歩いておられようが、自転車で来られようが、バスに——済みません。保護者の送迎であろうが一律1万5,000円、また、公共……（発言する者あり）ですので、歩いておら

れようが1万5,000円出すんですかという問いだというふうに……（発言する者あり）実際の現状を把握して……教育委員会のほうでは把握しているというふうに思っております。

○委員長（猶野智和君） ちょっと、一旦暫時休憩いたします。

午前0時55分休憩

午前1時17分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） ちょっと夜も更けて、私も頭がちょっと回ってなくて、秋山委員の言われることの理解が、ちょっとできてなかったという面はございます。

そういった意味でも、この通学を、今回のしているところにつきまして、私が全部把握してるわけではなくて、当然教育委員会の事務局が、おおむね把握しているというところでございます。

また竹岡委員が言われました、この距離がこの金額で公正なのかどうか。例えば、3キロで1万5,000円を出して、7キロでも1万5,000円なのが、距離的なところで、これが公平公正なのかという御質問だろうというふうに思います。その点につきましては、いろいろな議論がございますけれども、なかなかそこを公平性——100メートル、200メートル、当然違ってくるわけで、1キロ、2キロも違ってくるわけで、公平な金額ではないというふうには思っておりますけれども、先ほど来申し上げましたとおり、3キロで今回は線を引かさせていただいたと。また、この条例を出させていただいたということでもあります。

また、こういった皆様方から御意見をもらいながら、条例についても、これが100パーセントの条例だというふうには認識しておりませんので、いろいろな角度から見直しもできるんではなかろうかというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほど私が申し上げました7.8キロ、それから片や2.7、これでも1万5,000円、どっちも1万5,000円。市長、こうおっしゃったんですよね。歩かれても、自転車でも、自家用車で保護者が送っても1万5,000円だと。で、私が、それで公平ですかって聞いたんですよ。なぜならば、この7.8キ

ロ、まあ場所言うと、ちょっとまずいって言われませんが、バス停に出るまででもかなりの距離があります。

それから、今、その通学路の安全——まあ安心・安全な通学路って、市長どこかって言われたんですが、まあ場所わかつちやいますが、堀越の峠まで、実は防犯灯等あります。ですが、今から行って見られたらわかります。4灯消えてます。だから、暗くなったら怖いんです。そのままになっています。

で、自治会もどうしたらいいのかと言って、今騒動してますが、そのことで教育委員会も、私今問い合わせやってるわけですけど。

そうした、バスもだめだ、自転車もだめだ、だから保護者の人がやってるわけ——送迎をしてるわけでしょう。それをみな、一束ねしてやろうとしてやから無理があるんですよ。ですから、これは私もきょうは男気下げてお詫びを言うたわけですから、もうちょっと言わせていただきます。

先ほどの市長が、2キロ、3キロという問題は、18ページのところにあるんじゃないかと、そこで議論したと、こうおっしゃるんです。これは、統合した場合の話をされたと思うんですよね。統合したときは違うじゃないですか。

最初に私申し上げたと思います。一本に引くくろうとするから問題が出てくるんです。なぜ、4キロ、6キロを遵守しながら、そして通学困難地域、あるいは統合地域、3本立てていいじゃないですか。そのほうが、むしろ公平さが保てると私は思います。精査した中で。

で、もしどうしてもって言うんなら、例えば7、8キロ、その——女性やったかいね、男性やったかいね。幸いにして男の子ですよ。男の子だからまあいいちゅうわけにもいかんでしょうけど。保護者がやむなく、通学する手段がないんでそうやってるのを、市長、だからさっき私が、美東のほうに向いてやるんじゃないですよと、全市的な判断からしてくださいって言ったの、そういうことです。決して旧条例で、美東の人が特別、その不利益をこうむってると、私思っていないんです。経過措置であったでしょう。読んだとき。だから合併時の約束事も、できるだけ美祢市の基準に合わせると、こう書いてあります。

だけど、今回は美東に合わせるわけでしょう。そこに問題が起きてくるんじゃないんでしょうか。その辺を市長、もうちょっと議会の意見をお聞きになって、顕著に、見直そうと、こう言えないんですか。あくまでも意地を通してなら、これは段々噛み

合わんようになってきます。

○委員長（猶野智和君） 先ほど、見直しもできるということはコメントされました。
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 本当にやってん。その場その場の答弁じゃなくてですね。こうした事例を申し上げてやってるわけですから、もう1回教育委員会が、再度見直していただきたい。我々はそういう気持ちでずっと言い続けてきたんです。

でも、出された条例ですから——予算ですから、それは、今度はどうするかは、議会側のサイドの話です。ですが、執行部に対して言いたいのは、その辺をしっかりと検討して、本当に公正な、公平な支援策を考えていただきたい。このように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。

今回の、まあこれは予算委員会ですけれども、少し条例にもかかわりますので、条例のほうにも、ちょっとお話をさせていただければというふうに思っております。

今回の条例には、予算案ということで、積み上げた金額を予算として、提示をさせていただいて、予算案を示させていただいておりますけれども、この条例につきましては、金額等は載せておりません。この条例については、この下の条例の規則を——仮に、この条例が通った場合には、規則をつくって反映をしていくというふうになるかというふうに思っております。そういった、きょういただいた御意見等を勘案しながら、規則の中でうたえるものはうたっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 多分……多分ね。で、私たちが、これを精査するときに困ったのは、条例しかなかったんです。新しい条例しか。

この通学の中には、条例があって、その下に条例の施行規則があるはずですよ。それがなかったために、通学区域の飛び越した。例えば、今も豊田前から大嶺中に来られてる。これ、当然ないですよ。あるはずがないですよ。規則でとめられてますから、区域外は。そういうことでしょう。ですから、それが読み取れなかったんです、私たちは。だから、精査も途中でおかしくなっちゃったんですが。

条例以上のものが規則で決められますか。条例に3キロって書いてあったのに、規

則で、いややっぱ4キロにしようとかってできますか。できないと思いますよ。

ですから、市長は、全くその答弁は、やる気がないにもかかわらず、先ほど見直してみたいとかおっしゃったけど、多分こんな答弁だろうと思いました。

私が申し上げたのは、4キロ、6キロは交付税対象になる分は残して、そしてほかの面で、通学困難地域、あるいは統合になったら2キロもあるだろうし、3キロもあるでしょう、中学校でも。それを否定したんじゃないんです、私たちは。現行条例で、今美東もちゃんと救済してます。してないんじゃないんですよ。

で、むしろこれをやるがために、美祢地区はオール1万5,000円のばらまき、さっきおっしゃったように、歩こうが、自転車だろうが、保護者が送迎しようが1万5,000円だとおっしゃった。それが、果たして公平ですかと聞いたんです。

ですから、もう1回根本的から見直すお考えはないですかとお聞きしたんです。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今回議案として、条例を提出をさせていただいております。その条例を今ここで、見直すかどうかという話になってこようかというような御質問だろうというふうに思っておりますので、若干時間をいただいて、少し協議をさせていただきながら御回答をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（猶野智和君） 休憩をとるということですか。それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前1時29分休憩

午前1時44分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） それでは、休憩前の竹岡委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

今回の条例案につきましては、執行部内で議論したとき——ところ、これが最良と思い——の判断で提出をさせていただきました。

今回、議会の予算委員会の議論や御指摘事項いただきましたので、それを踏まえて、今後必要な改正があれば改正をさせていただきたいというふうに思っておりますし、

また、市民の保護者や子どもたちに、最良の通学ができる環境を整えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、市長のほうから、今回の小中学校の通学補助事業について、大分、方向性が、今の答弁みまして、方向性がちょっと見えてきたかなと、そういった面ではうれしく思っております。

それで、もう大体、もう大分質疑が出てきましたので、もうあんまり質疑は出ないかな、このように思っております。

それで、特に私のほうから言いたいことは、この小中学校の通学支援につきましては、どこの市町村——合併以来ですね、やっぱり激変緩和措置で旧市町村の、この制度のままでずっと運用してるんですね。はい、そうですかっていって、新制度が簡単にできるもんじゃないんです。他市でもね。

まあそういった面で、各市町村ごとに今まで話があったように、この補助制度にいろんな差異がね、違いがある。そういうことで、鳥取市教育委員会におきましては、この検討会を立ち上げて現地視察を行うなど、また、新制度移行に向けた検討作業を地域の審議会の意見をお聞きしながら、実際進めているわけですね。それで、鳥取市にあっては、地域や学校、保護者の皆さんの御意見をいただきながら、学校——この通学費補助の件については検討して、公平で統一的な制度にしていきたい、こういうことなんですよ。

それで、今回はあくまでも教育委員会を中心に、市長も入ってされたということでもありますけれども、どうして今回、この地域の代表者も事情をいろいろわかっておられる。そういったところを集めての子どもの通学支援に対しての審議会などを、どうして持たれなかったのか、この辺についてお伺いしたいなと。これがあれば、ここまですべてでなっていなかったかなとは、ちょっと感じております。その点についてはどうでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山委員の御質問にお答えをいたします。

審議会等の設置までは必要ないというふうに感じて、今回の条例案を出させていだいたところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。まあそういった面で、そういったところのものが、今回こういうかたちに少し表れているんじゃないか、このように感じるということです。

それで、今後、私も今まで、長谷川学校教育課長には言いましたけれども、今回いろいろ距離については、それぞれ調査していただきたいということも、もう一遍その辺がきちんと精査されてるかどうか。この辺について、ちょっとお伺いしたいと思っております。

それで、自宅から学校の門までが超えたことを私は言ったとは思いますが、それで、今高校では、自宅から学校の門まで、GPSで旗を立ててやれば距離はきちんと出てくると。今後、検討されるとか、ちょっとお話もありましたものですから、今後はしっかりとそういった点についても、そういったところを踏まえながら、きちんと距離的なもんも精査してやっていただきたいと思っております。この点についてはどうでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 今の岡山委員の御質問でございます。

今回お示しをいたしました一覧表につきましては、これは図面上、また実際に実測をして出したものでございます。

当然、この制度の運用にあたりましては、距離が3キロ以上と未満でかなり違いますので、そういったことについては、実際に実測をするなどして、精査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。そういった面では、そういったところもしっかりと参考にしながら、また対応していただきたい、このように思っております。

まあいろいろ、そのほか、ちょっとありますけれども、一応、今の2点につきまして、ちょっと質問させていただきました。今後におきましては、賛成反対討論、しっかりと意見を述べてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑ございますか。質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、議案第17号平成30年度美祢市一般会計予算の討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。修正案に対する御意見はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） 修正案動議に反対いたします。この通学費の予算の策定にあたって、合併後は地域間の格差を解消してほしいと、長年の保護者の思い——してほしいと思うのが長年の保護者の思いです。議員の役目は——私はよくエゴとか言われますが、議員の役目は、住民の皆さんの願いを届けることです。複数の議員が、この通学費の件については一般質問もしています。願い実現のために、こうした市民の皆さんの願い、また議員の一般質問についても、市長はこうした住民——保護者の要望に応えるために、路線バスとの兼ね合いをどうするか、スクールバスなら遠距離の制限も緩和されるのではないかと、また、スクールバスを運行するにはどうするかなど。また、それにも路線バスの維持をしながら保護者負担をなくしたいと、いろんな角度から検討された結果と思います。

何と言っても住民、保護者の、そしてまた、学校保護者の方の10年来の切実な願いでもあります。

先ほど3本立て——遠距離と統合と通学困難地域と3本立てで検討したらいいのではないかという御意見もありました。美東中の場合の支援は、この遠距離通学ではないということがよく——先ほどのことでよく分かりました。美東中は4地区が統合してできた中学校です。統合支援と思います。ですから、なおさら通学費は無料であるべきです。

また、3キロについて小学生の足で1時間近くかかる。この3キロに通学補助してもよいと考えます。通学支援をすることが、戸口から戸口の支援になるとは思いません。バス停の乗り降りで、近くのバス停から乗ってバス停で降りる。こうしたことが考えられます。

3キロになった経過が不明確ということもありましたが、これは子育て世代の支援策であると考えます。3キロ未満はどうするのかという件ですが、一定の線引きは何事も必要と思います。

また、1万5,000円がばらまきではないかという御意見もありましたが、そう
だとは思いません。みんなが集まる場所まで保護者が連れて行く。最近は車の送迎が
多いかと思われます。その油代、また便乗したときの御礼など、また、中学生におい
ては自転車代となっても別段問題はないと考え——思いますので、この修正動議には
反対をいたします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 今、反対意見が出ましたので、これを修正案に賛成の意見を述
べさせていただきます。

今回、討論会も2回やりまして、もともと動議が出た理由が、通学支援が3キロに
なった理由、それから3キロになるまでの過程並びに総合教育会議にかけてない、い
ろんなことで動議が出ました。

しかし、討論会の話、それからきょうの予算委員会の中での——予算決算委員会
で、その中での各委員の西岡市長に対する質疑、それによっていろんな問題点が出
てまいりました。

やはり先ほど、三好委員がおっしゃられましたように、美東があつて、結局今回は
4キロ、6キロ残して、それ以外で、やはり遠距離通学支援、通学困難、それに対し
て予算をつけて、いろんなことをやっぱり、教育の充実のためにも予算を立てて、先
ほど言いましたように、美東の部分が統合によって、まだ負担になってる。それはそ
れとして補助すればいいと私は思いますし、いろんなことを考えながら、本当に4キ
ロ、6キロを考え、先ほども西岡市長もおっしゃられましたように、昨日ですか、私、
その前も小学校の——中学校の卒業式もまいりました。保育園の卒園式もまいりまし
た。やはり、子どもに対しても、本当にこの3キロが中学生、小学生一番いいのか、
そのあたりもいろんなことがあるんで、ぜひ、そのあたり全てを見直していただくた
めにも、今回の修正案に賛成したいと思います。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私は、この修正の予算案に反対であります。

通学費につきましては、ようやく長年の懸案でありました公平な補助制度が示され、
市民の方の不公平感の解消、そして教育環境の充実ができ、市民の方の一体感の醸成
にも大きく寄与するものと、非常に期待をしております。西岡市長を始め、執行部
の方の御労苦を多といたしたいと思います。

学校の統合など、児童、生徒の通学環境の変化も著しく、また市の働き盛りの方の市外への転出、他市の中学校へ進学する児童もふえており、通学費補助を始め、教育環境の充実が喫緊の課題となっておると考えております。

議論の中で、財政負担のことも出ておりますが、このたびの通学費補助の実施による市の負担は、教育委員会の精査された資料を見ますと500万円弱となっており、残りは国の交付金で補填されるということでございます。

実施にあたってはいろいろな問題、また見えない問題もいろいろと出てくるかと思いますが、それは改革、改良を重ねることで——重ねたらいいと思ひまして、逆にいつまでも改革しないことのリスクのほうが、とても大きいというふうに思っております。

市長の提案された予算案に、より美祢市の新しい時代の安全で安心な通学支援制度をつくりあげてほしいことをお願いし、反対の意見といたします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。高木委員。

○委員（高木法生君） 私は、この修正案に賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

市長は、この29年の4月以降で、正副市長会議等々におきまして、協議を重ねてきたとおっしゃっておりました。

私は、今回のような大きな制度改革につきましては、当然ながら総合教育会議に諮る必要があったと認識しているところでございます。しかしながら、このたびの通学補助制度の改正におきましては、この会議が開かれないまま、本年1月15日ですか、ヒアリングにおいて、遠距離の通学補助の中学校が6キロメートル、小学校が4キロメートルの支給対象であったものが、私としては唐突に、小学校ともに3キロ以上に制度変更されたとは思えないわけでございまして、行政手続上、問題があるのではなかろうかと考えております。

また、この3キロを遠距離通学にした基準というものが、また、曖昧であると考えておるところでございます。

先ほど、三好委員もおっしゃっておりました、美東のスクールバスというのは、現行の条例でクリアできておると思ひますし、また、保護者の負担分につきましては、また、いろんな方法があると思ひますけれども、今後、時限立法等でも救済できるんじゃないかならうかと思ひます。

他の地域での不公平感のあるところにつきましては、今後よく精査していただければと思っておるところでございまして、したがいまして、私はこの修正案に反対の立場で申し上げたいと思います——賛成の立場、ごめんなさい。賛成の立場で申し上げたいと思います。失礼しました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 修正案に対する反対討論をさせていただきます。

全小中学校の児童生徒を安全安心に通学させるための理想は、学校から自宅までスクールバスで送迎することでしょうが、市としては財政面、環境面で困難を伴うことだと思います。

近年統廃合をされた小中学校では、登下校はスクールバスやタクシーで対応されていますが、合併前に統廃合された美東中学校では、市からの補助があるとはいえ、遠距離通学の生徒の保護者が定期バスの料金を負担されています。その金額は、1人1ヶ月4,320円、年間5万1,840円の防長バス定期券代を、乗車距離に関係なく一律に支払っていらっしゃいます。確かに市からは、交付税分を差し引いた1人当たり5万円程度は補助されていると思います。

しかし、秋芳地域や美祢地域の大多数の保護者は実費負担はありません。合併後10年が経とうとしていますが、この地域間格差、保護者の負担の存在はもっと早くに解消されるべき事案だったと思います。

さらに、シカやサルの出没、車社会における不審者への不安等、教育環境の変化は子どもを持つ親にとっては数十年前からは想像できない状態になっています。

今回、条例の改正を行い、通学補助の支給対象者を、片道小学生4キロメートル、中学生6キロメートルだったものを、3キロメートルと補助内容を拡充し、また通学困難地域の救済等、美東地域だけでなく、全市で統一された補助制度が確立することは、大変有意義なことであり、旧1市2町の一体感をさらに醸成するものです。

この通学補助制度改定は、降って湧いたような話ではなく、平成25年9月議会における三好議員の一般質問を皮切りに、秋枝議員、私も含めて今まで述べ5回、美東地域の交通費の保護者負担の軽減について一般質問しています。そして28年以降、一貫して市長は、平成30年度から見直しを図ると述べられています。

次に総合教育会議ですが、その中で議論される協議事項の具体的な例として、学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件に関する施策など、予算の編成・執行権

限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項となっています。今回の件は、市長から教育委員会へ通学費補助の地域間格差の是正を指示され、それを教育長、教育委員会で検討し、小中学校の校長会での報告、正副市長会議での検討等、必ずしも調整が必要な事項であったとは私は思いません。

財政面については、現在、通学支援、遠距離等通学費補助金、申請特例タクシー費用として交付税措置がとられています。スクールバス1台につき、普通交付税として毎年585万1,000円、また特別交付税として、遠距離に限り、費用の8割が算定基準とされています。そのうち50%を実際に入るものとして計算すると、改定後は改定前に比べて、476万円の実負担増となるという試算が教育委員会から出されています。さらに今後の統廃合でスクールバスがふえると、収支は改善するとも書き添えられています。

美祢市の将来を考えれば、子育てにやさしいまちづくり、若い人に残ってもらえるまちづくりは喫緊の課題です。子どもたちの安全と保護者の安心の確保は、いくらかかろうと必ず必要なものだろうと思います。

以上、市長提出の予算案におきまして、全市で統一された通学補助制度が確立していることを評価し、この動議に対しての反対討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） ただいま2時7分でございます。非常にこの問題については、長い時間かけて協議を行いました。この中央教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これ平成27年の4月1日に出て施行されているわけであります。

その中には、こう書いてあります。「総合教育会議は予算や条例、提案等に加え」云々ありますが「協議し、調整を行うほか」、されてないです。法案に——このたびの条例には瑕疵がある。

今までいろいろと話をしました。余計、議員が質問したから、こうなったんじゃないとか、それから総合教育会議で諮られること以上に膨大な論議の上での制度設計であり、協議は十分なされている。その資料もありません。その人が——持ちよる人は持ちよるかもしれませんが、それ、ないです。そんな妄想で条例を通すことはできません。ちゃんとした手順を踏んで、やっていただきたいというふうに思っており

ます。

以上で、私は賛成をいたします。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、修正案について採決いたします。修正案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（猶野智和君） 挙手多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、修正部分を除く原案に対する討論を行います。修正部分を除く原案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この一般会計予算に賛成をいたします。

市民の皆さんが署名をされ、子どもの医療費が中学校卒業まで無料になったこと、児童、生徒の通学費の保護者負担が軽減される内容があること、税金等のコンビニ収納が実現したこと、真長田地域からの要望でありました美祢青嶺高校への通学便が改善されることなど、皆さんの要望が届いた予算だと思い、賛成いたします。

しかし、Jアラート受信整備事業があります。これは、ミサイル攻撃に対する有事体制といったようなもので、明らかに防災の範囲を逸脱しています。

マイナンバーカード導入で電算システムの改修など、多額の費用を要しています。特に、マイナンバーカードを使つての印鑑証明の発行など、マイナンバーカードをなくしたときのなりすましの——拾った方が——拾った人がなりすましの——なくしたとき、なりすまし被害の危険性が膨大で、この事業は中止するべきです。市民の財産を守るのも行政の大事な役目です。

また、小学校の道徳が教育化され、評価の対象になる指導書等の整備事業は、何も言わないおとなしい子どもをつくることになりかねません。伸び伸びと自分の意見を持つ人間形成のこの時期に、道徳の採点評価をするべきではありません。

したがって、これらの事業に賛成するものではありません。国策と言えども、市民にとって不利益な施策は行わないよう願うものです。

以上、意見を述べます。

○委員長（猶野智和君） 賛成意見でございますね。

○委員（三好睦子君） 賛成の意見と、最初に申し上げました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認めます。それでは、修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、修正部分を除く原案は可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第17号平成30年度美祢市一般会計予算につきましての審査を終了いたしました。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前2時13分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月29日

予算決算委員長